

令和元年7月31日
教育振興部教育施策課

区立幼稚園の取組

一新幼稚園教育要領に基づく 幼稚園教育の充実と幼保小の連携一

北大泉幼稚園の取組を中心に



幼稚園教育要領

意義

全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。

根拠規定

○学校教育法 第二十五条

幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第二十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

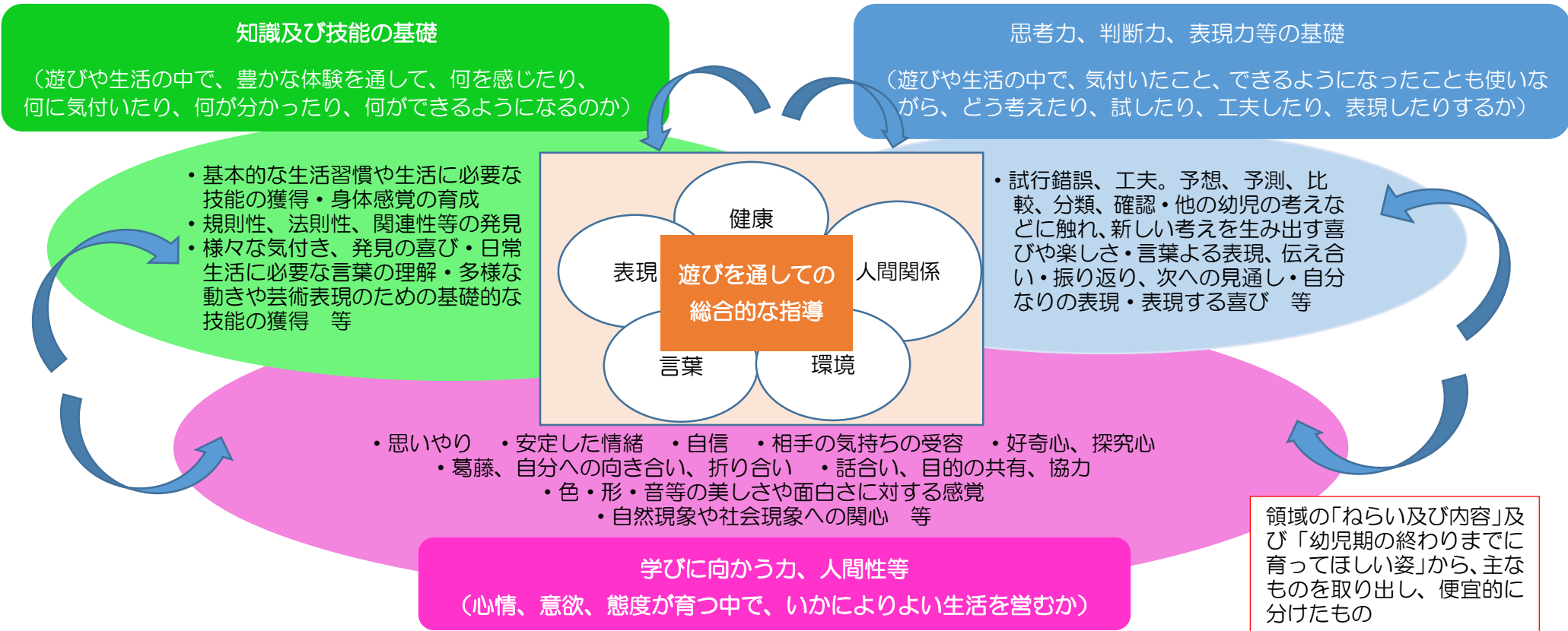
○学校教育法施行規則 第三十八条

幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。

幼稚園教育要領・保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 の改訂・改定

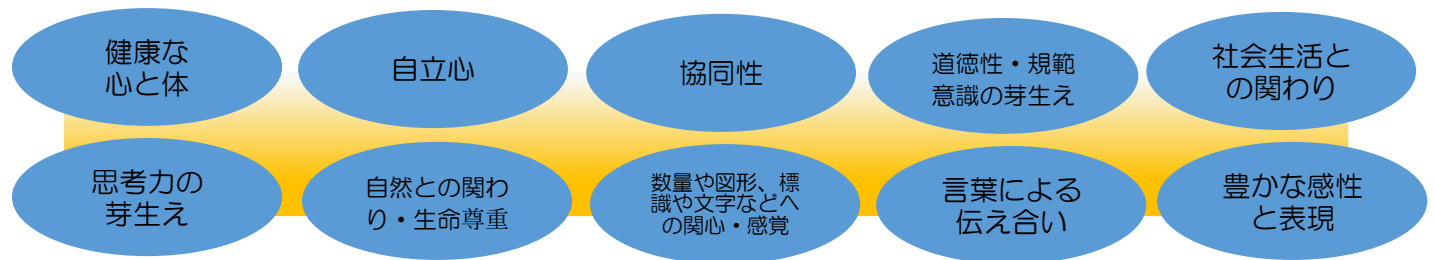
○3 要領・指針の 幼児教育の整合性(3歳～5歳)

- 幼稚園教育(保育所、幼保連携型認定こども園の教育・保育)において育みたい資質・能力
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
- 小学校教育との接続
 - ・小学校以降の生活や学習の基盤の育成
- 特別な配慮を必要とする幼児への指導
 - ・障害のある幼児などへの指導
 - ・海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

5領域のねらい及び内容に基づいて、各園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園（保育所）の教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿
(5歳児終了の姿は、1年生始まりの姿)



☆到達すべき目標ではない ☆一つずつ個別に取り出されて指導・評価するものではない
☆それぞれの時期にふさわしい生活、指導の積み重ね ☆全ての幼児に一様に育つものではない

幼保小の連携

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有

5領域のねらい及び内容に基づいて、各園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園(保育所)の教育・保育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿

5歳児終了の姿は、1年生始まりの姿

小学校教育との接続

○小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し～

特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続できるよう生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

小学校との連携

幼児と児童の交流

- 小学校見学
- 小学生の幼稚園訪問
- 小学生ボランティア



教員同士の連携

- 就学先小学校と連絡会（相互訪問・電話）
- 管理職間の情報提供・共有（就学時健診前後、就学先決定時必要に応じて随時）・・・特別な配慮を必要とする幼児（保護者）
- 学校公開・幼稚園公開参観
- 就学支援シート

交流内容

○1、5年生との交流

- ・校内見学
- ・授業参観



○給食体験



北大泉保育園との連携



幼児同士の
交流



教員・保育士の連携

- 夜のワンダーランド
(自然探索会)に参加
- 幼稚園公開、研究
発表会に参加
- 夏季休業中の保育
体験
- 交流に関する打ち
合わせ
- 経験内容の理解と
共有



特別な配慮を必要とする幼児への指導

○募集要項

- 「身の回りのことがおおむね自分でできる幼児」を若干名

○受入れ状況

- 平成27年度 8.2% → 令和元年度 23.9%

急激な増加に対応

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
障害児数A	28	35	63	64	63
全園児数B	340	283	261	264	264
全園児に対する障害児の割合C=A/B	8.2%	12.4%	24.1%	24.2%	23.9%

受入れ手順

- 各園 入園面接(行動観察・親子面接)
↓
就園検討委員会該当幼児決定、報告
- 区 就園検討委員会
(精神科医・就学心理相談員・指導主事
・区立幼稚園長・学務課長・幼稚園係長)
→ 入園の可否決定(介助員の配置等検討)
- 途中入園児 園長判断

特別支援教育の考え方

- 練馬区教育・子育て大綱
- 練馬区教育振興基本計画
- 練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針
- 幼稚園教育要領 等



対応可能な限り受入れ
合理的配慮に基づく保育

障害者の権利に関する条約、障害者差別解消法

受入れで期待されること

- 多様な特性のある友達と関わることで障害理解
関わり方を学ぶ機会
- 「自分も友達も大切」人権感覚の基礎、
思いやりの心の芽生え
- 違いを受け止め、互いに認め合う心の土台づくり
- 保護者の障害理解
- 一人一人の幼児をかけがえのない存在として大切に考え、集団の中での個の育ちを考える教員の力量アップに



幼児教育

一人一人の発達の特性を理解して指導
困難さへの配慮の充実は全ての指導の充実

発達・状況に応じた支援

合理的配慮

個別対応(安全確保、他害の未然防止)

担任と介助員間の連携、介助員同士間の連携

園全体の情報共有と指導方針の共通理解



○保育室環境

- ・刺激の少ない空間 ・カーテン
- ・自分だけの場 ・安定する机、椅子



○教材・視覚教材

- 個別の時程、活動絵カード
- 時計、砂時計



合理的配慮に基づく保育

- K児は弁當時、「みんなと一緒には嫌なの」と言う。廊下に出ようとするが、部屋の隅の個別空間をススメると、納得してそこで食べ始める。

「ここならいいよ」

集団の騒々しさに苦痛を感じていることを自覚してきた

部分参加、彼なり参加を考えている。完全に一人の世界ではなく



これまで頑張りすぎた

言葉で「嫌だよ」と表現できるようになってきていることを認めよう

自分の思いを出していいんだ！と感じさせたい

☞ そういえば昨日も・・・

製作活動の時、「みんなと一緒には嫌なの」と介助員に話す他児が集中して取り組み始め、静かになったからか自分でテーブルにやってきて、みんなと一緒に活動を始めた。

領域の視点

「言葉」
内容(3)
したいこと、してほしいことを
言葉で表現したり～



「健康」
内容(5)
先生や友達と食べることを楽しみ～

「人間関係」
内容(1)先生や友達と共に過ごす～
(2)自分で考え、自分で行動～

エピソードから考えられること

- ・家族以外の人と一緒に食べる 家庭と幼稚園の食事風景の異なり
- ・集団の騒々しさ(見えるもの、聞こえること)への戸惑い、不安、緊張、我慢、過度の頑張り
教師が理解し、環境提示
- ・4月からの幼児理解の積み重ねと瞬時の判断に即した対応
- ・幼児をよく見て変容と課題を明確にし、今後の方針を考える

園内体制と個別の指導計画

園内体制

- 特別支援コーディネーター
- 園内委員会
- 学年会
- ケース会議
- 介助員との打ち合わせ

個別の指導計画

- 学期ごとに作成・協議会
- 巡回指導時活用
- 巡回相談時活用

【個別の指導計画1・幼稚園用】

作成日 年 月 日
 幼児名 (組 男・女)
 生年月日 平成 年 月 日生 満 歳

1. 教育的ニーズ

1) 学級担任	
2) 幼児 保護者	

2. 就学相談の内容、他機関とのかわり及び情報（心理検査結果に関する所見など）

3. 遊び・生活場面での実態（観察シートのチェック項目を領域別に分類）

領域	実態把握	考えられる要因	優先度
言葉 表現			
認知 発達 興味 関心			
運動 動作			
人とのかわり 集団参加			
生活習慣 身辺自立 その他			

【個別の指導計画2・幼・小・中学校共通】

幼児児童生徒名 No.

4. 目標・指導の場・方法・評価

目標	予立	指導場面	担当者	期間	評価	具体的な進捗や改善すべき点
				開始日 年 月 日 ～ 年 月 日	A B C	評価日 年 月 日
				開始日 年 月 日 ～ 年 月 日	A B C	評価日 年 月 日
				開始日 年 月 日 ～ 年 月 日	A B C	評価日 年 月 日
				開始日 年 月 日 ～ 年 月 日	A B C	評価日 年 月 日

専門家の指導

- 障害児巡回指導(年2回)
障害児保育に識見のある大学教授、国立特別支援教育総合研究所研究員
臨床発達心理士 等
- 巡回相談(随時)
都立特別支援学校コーディネーター
- 校内教育相談等支援事業による講師派遣

指導・助言内容

- 障害児の発達特性理解 合理的配慮
- 幼児理解に基づく具体的な支援内容・方法・教材
- 障害のない幼児との関係づくり
- 共に育ち合うための学級づくり
- 保護者支援
支援児保護者、支援児以外の保護者
- 介助員との連携 ・ 園内体制 等



保護者対応・支援（組織対応）

○面談（管理職）

- 入園申し込み前、入園面接時、入園前、学期毎、要望により随時

○面談（担任）

- 年間個人面談、行事の前後、状況に応じて随時

○保育に対する要望等の受け止め

- 全て同じように参加させたい思い
- 他児（保護者）との関係に対する不安

○トラブル対応

- 他害、からかい等

○保護者同士の関係づくり

- 保護者の保育参加・サークル活動参加

- 障害理解を促し、共に育つことの理解推進

- PTA主催研修会（区子育て学習講座等）



「子どもの脳の発達と行動理解について
～全ての大人に知ってほしい

感覚統合の視点～

発達支援相談員 自閉症スペクトラム支援士

関係機関との連携

- 練馬こども発達支援センターとの引継ぎ連絡会
- 民間児童発達支援事業所との情報共有（療育施設）
- 医療機関
- 保健相談所
- 子ども家庭支援センター
- 小学校
- 特別支援学校 等

研 修

- 教育指導課
- 学校教育支援センター
- 練馬区立幼稚園教育会
- 東京都教職員研修センター
- 東京都公立幼稚園教育研究会
- 全国国公立幼稚園・こども園研究協議会
- 自主研修(民間研修) 等

就学に関して

○就学支援シート(3園)

H30年度

40/149名 26.8%

特別支援学校就学予定者は指定用紙記入

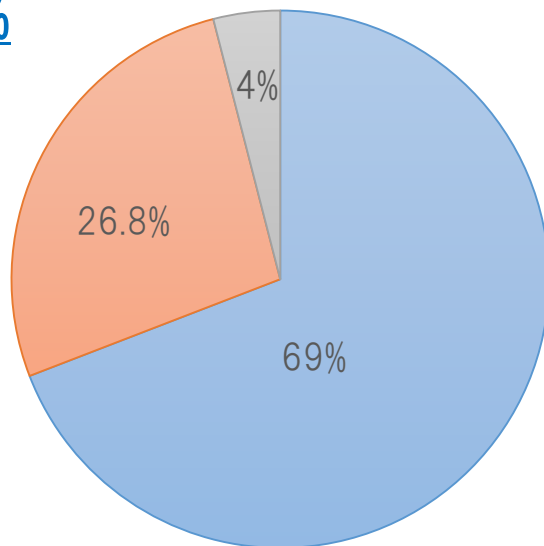
6/149名 4%

* 就学支援シート作成

46/149名 30.8%

就学支援シート作成

- 就学支援シート(未)
- 就学支援シート
- 特別支援学校指定



○就学先(3園)

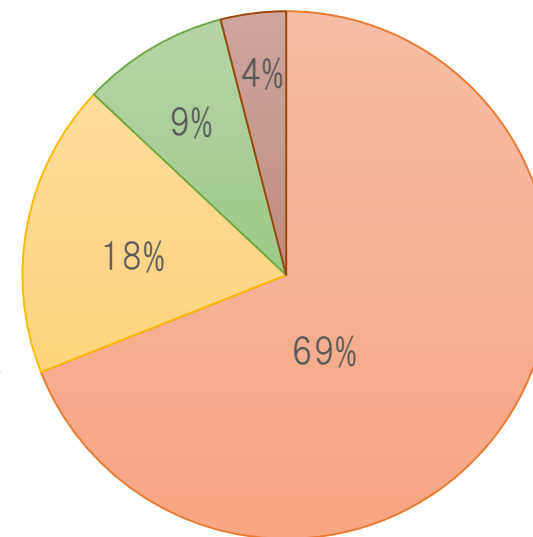
- 特別支援学級 13名 9%
- 特別支援学校 6名 4%

* 就学支援シート作成

27名 18% は通常学級

就学先

- 通常級
- 支援シート記入通常級
- 特別支援学級
- 特別支援学校



課題と今後の取組

- 支援内容の専門化、複雑化
- 学級経営の困難さ
- 教職員の体制
- 保護者対応
- 対応時間、保育準備等、時間の確保
- 小学校との連携
- 幼児期の発達の保障（取り巻く幼児）

特別支援教育の充実 → 幼児教育の充実

幼児教育の充実
＝ 幼児期にふさわしい遊びや生活



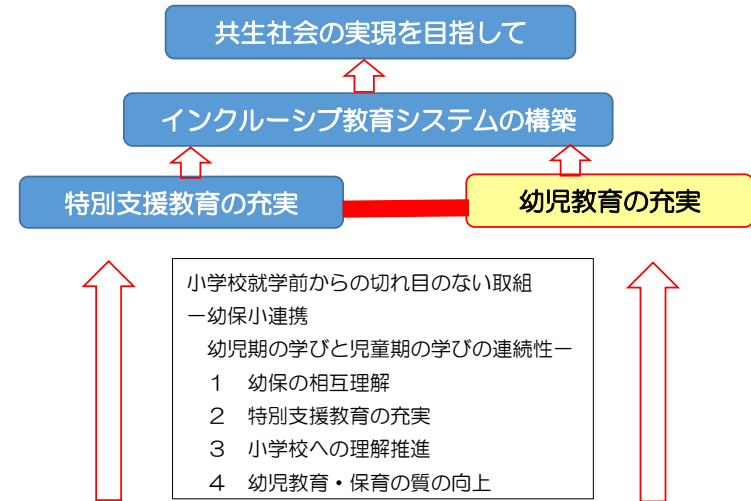
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

交流・連携から
接続(教育課程)へ



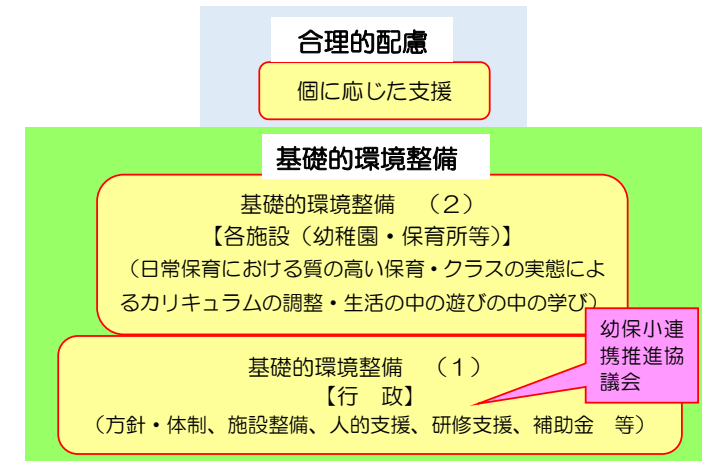
子どもの育ちと学びをつなぐ

練馬区立幼稚園教育会 久保山先生の講話から幼保小連携の視点で幼児教育の充実を考える



基礎的環境整備(2)の充実 = 保育の質の向上

環境を変える、関わり(保育)を変える ⇒ 合理的配慮



・障害者基本法改正・障害者総合支援法成立・障害者差別解消法成立・障害者雇用促進法改正
⇒ 2014 「障害者権利条約」発効